

情報流通行政局所管の統計調査の調査票情報の提供に関する事務処理要綱

制定 令和元年 12月 11日
改正 令和3年 7月 5日
改正 令和6年 2月 26日
改正 令和7年 3月 31日
総情済第17号

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第33条及び第33条の2の規定に基づく、総務省情報流通行政局が所管する統計調査の調査票情報の提供に関する事務処理要綱を次のとおり定める。

- 第1 総則
- 第2 調査票情報の提供手続
- 第3 調査票情報の提供
- 第4 調査票情報の利用後措置
- 第5 その他（オンサイト利用）

第1 総則

1 目的

この事務処理要綱（以下「本要綱」という。）は、法第33条及び第33条の2の規定により、総務省情報流通行政局（以下「情報流通行政局」という。）が実施した統計調査の調査票情報を提供するに当たり、統計法令及び「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成20年12月24日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を踏まえ、応諾の基準、秘密の保護の措置等を定めることにより、事務処理手続の明確化・効率化を図ることを目的としたものである。

2 定義

(1) 調査票情報

本要綱において「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定する情報をいう。

(2) ドキュメント

本要綱において「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であることを示す情報をいう。例えば、データレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、母集団推計を行うための集計用乗率、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、プログラム作成のために必要な仕様、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。

(3) 中間生成物

本要綱において「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成

するまでに生成される入出力帳票、チェック済みデータ、マッチング済みデータ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。

(4) 公的機関

本要綱において「公的機関」とは、法第2条第1項に規定する行政機関又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体をいう。

(5) 公的機関等

本要綱において「公的機関等」とは、上記（4）の「公的機関」、法第2条第2項に規定する独立行政法人等又は統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第10条に規定する行政機関等に準ずる者をいう。

(6) 指定独立行政法人等

本要綱において「指定独立行政法人等」とは、統計法施行令（平成20年政令第334号。以下「政令」という。）第8条に規定する法人をいう。

(7) 電子計算機

本要綱において「電子計算機」とは、サーバ、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。

(8) 中央電子計算機

本要綱において「中央電子計算機」とは、調査票情報の二次的利用に関するポータルサイト（以下「マイクロデータ利用ポータルサイト」という。）を通じた調査票情報の一元的な提供申出を可能とするとともに、申出の受付、審査その他の調査票情報の提供に係る一連の事務の処理及び調査票情報やこれに付帯するドキュメント等の管理を一元的に可能とする電子計算機をいう。

(9) 情報システム

本要綱において「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。

(10) オンサイト利用

本要綱において「オンサイト利用」とは、行政機関又は指定独立行政法人等から調査票情報の提供を受けるに当たり、データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど高度な情報安全性を備えることにより、その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設（以下「オンサイト施設」という。）から、通信回線を経由して遠隔操作により中央電子計算機において調査票情報を利用する行為をいう。

(11) リモートアクセス

本要綱において「リモートアクセス」とは、行政機関又は指定独立行政法人等から調査票情報の提供を受けるに当たり、利用者の自宅や研究室等から、中央電子計算機におい經由して遠隔操作により中央電子計算機において調査票情報を利用する行為をいう。

(12) プレプリント

本要綱において「プレプリント」とは、調査票情報の内容の一部（法人の名称等）を用いて、記入者負担軽減の観点からあらかじめ配布前の調査票等に情報を印刷することをいう。

3 運用体制

(1) 調査票情報提供責任者

- ア 調査票情報の提供に関する統括責任者として、情報流通行政局に調査票情報提供責任者を置く。
- イ 調査票情報提供責任者は、申出承諾の可否の決定、検証の実施に係る指示等を行うものとする。
- ウ 調査票情報提供責任者は、情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室長とする。

(2) 調査票情報提供管理者

- ア 調査票情報の提供に関する責任者として、情報流通行政局に調査票情報提供管理者を置く。
- イ 調査票情報提供管理者は、調査票情報提供責任者の監督の下で調査票情報の提供に関する事務を管理する。
- ウ 調査票情報提供管理者は、情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室統計企画係長とする。

(3) 事務処理の体制

- ア 調査票情報の提供に係る依頼の申出を行う者（以下「申出者」という。）からの事前相談、申出に必要な書類（以下「申出書類」という。）の受付及び審査等並びに法第37条の規定等に基づき提供事務を受託する独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）との調整については、情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室（以下「情報通信経済室」という。）が担当する。
- イ 他府省と共管する統計調査の調査票情報の提供に当たっては、統計調査ごとに他府省と運用体制等について事前に取決めを行い、必要に応じて別途要綱等を定めるものとする。

4 提供対象の統計調査及び調査票情報等

(1) 提供対象とする統計調査

情報流通行政局が所管する統計調査で、原則として結果が公表されている調査とする。ただし、調査結果の公表前に当該調査結果に係る調査票情報の審査が完了している場合であって、公的機関が法令の定める事務を遂行するために必要不可欠であると認められ、かつ、当該調査結果の公表後に当該調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果が公表される場合には、提供対象とすることができるものとする。

(2) 提供対象とする調査票情報等

調査票情報提供管理者は、調査票情報の提供対象とする統計調査について、ドキュメントの存在の有無、所在、その保管状況等を記載した調査票情報利用管理リストを作成する。当該リストの更新は1年に1回以上実施する。

調査票情報の提供に当たっては、原則として調査票の内容を複製した電磁的記録及びこれに付帯するドキュメントを提供するものとし、調査票そのものを外部に提供しない。

なお、調査票情報に該当しない情報（ドキュメント等）の提供に当たっては、本要綱の

規定は適用しない。

5 基本原則

(1) 基本原則

法第 33 条第 1 項の規定に基づく調査票情報の提供は、同項第 1 号又は第 2 号に該当し、かつ、調査票情報の利用が調査対象等の秘密保護に欠けることがなく、法第 42 条（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）及び第 43 条（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）が確実に遵守されると認められる場合に行うものとする。

また、法第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づく調査票情報の提供は、オンサイト利用を前提とする。オンサイト利用以外の方法による調査票情報の提供の必要が生じた場合には、本要綱により取り扱うものとする。

(2) 調査票情報の提供依頼の申出を受ける単位

申出を受ける単位は、原則として、統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合及び統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合に区分するものとする。

(3) 秘密保護及び適正管理の確保

ア 基本方針

調査票情報の取扱いに当たっては、統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、法第 39 条第 1 項及び規則第 41 条による調査票情報等の適正管理に関する規定、法第 41 条による守秘義務に関する規定、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 6 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「管理ガイドライン」という。）等を踏まえ、調査票情報の適正管理に必要な措置を講ずるとともに、秘密の保護に万全を期すものとする。

また、調査票情報の提供に当たり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）、統計委員会答申（平成 30 年 12 月 17 日付け統計委第 16 号）等を踏まえ、探索的・創造的な研究と個人や企業の情報保護の両立が可能なオンサイト利用の枠組みを最大限活用する。特に、法第 33 条の 2 第 1 項に基づく調査票情報の提供については、調査票情報のより厳格な管理に資する観点から、オンサイト利用を前提とする。（調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずるなど、規則第 42 条に規定されている調査票情報の物理的管理措置や技術的管理措置がオンサイト利用と同等と認められる場合はこの限りではない。）

さらに、個人情報等の保護水準の向上や研究者等の場所の制約のない働き方を推進する観点から、リモートアクセスを併せて活用する。

なお、調査票情報の提供に係る事務を委託する場合、法第 39 条第 2 項及び規則第 41 条第 6 項による調査票情報の適正管理に関する規定並びに法第 41 条による守秘義務に関する規定、また、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「民間活用ガイドライン」という。）を踏まえ、所要の契約条項を設け、受託事業者が確実に履行できるよう措置

する

イ 調査票情報及びこれに付帯するドキュメントの保管・整備

調査票情報及びドキュメントの整備に当たっては、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）別紙 4 及び「調査票情報の円滑な二次的利用の確保に向けた調査票データ等の整備方針」（令和 6 年 2 月 26 日統計企画会議申合せ・統計基盤デジタル化推進会議申合せ）を踏まえ対応する。オンサイト利用に係る調査票情報のデータ形式は CSV 形式を基本とする。

(4) 利用者に対する周知・情報提供

申出者の利便性及び提供手続の透明性等を確保する観点から、情報通信経済室は本要綱及び調査票情報の提供対象となる統計調査の名称、年次、データ形式等掲載すること等により申出者に対する情報提供の充実を図る。

なお、申出に当たって事前に了解しておくべき次の事項は、マイクロデータ利用ポータルサイト等を活用し、広く周知する。

ア 調査票情報に関する情報

- ・ 調査票情報の提供制度の趣旨及び法的根拠
- ・ 提供可能な調査票情報に係る統計調査の名称、年次等
- ・ データレイアウトフォーム及び符号表

イ 申出手続に関する情報

- ・ 相談・受付窓口、受付期間等
- ・ 申出手続及び当該手続に必要な様式
- ・ 申出者の本人確認方法
- ・ 標準処理期間
- ・ 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称、研究成果等の公表（法第 33 条第 1 項第 1 号の規定に基づく提供の場合を除く。）
- ・ 調査票情報を利用して作成した統計等の提出義務（法第 33 条第 1 項第 1 号を除く。）
- ・ 提供した調査票情報の返却義務
- ・ 申出手続等において使用する言語

ウ 提供条件に関する情報

- ・ 利用条件（欠格事由を含む。）
- ・ 適正管理義務、守秘義務、提供を受けた目的以外の利用の禁止及び罰則
- ・ 研究成果等の公表義務（法第 33 条第 1 項第 1 号の規定に基づく提供の場合を除く。）
- ・ セキュリティ環境に関する要件
- ・ 国外での利用の禁止

エ その他

- ・ 調査票情報の提供制度は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外であること

- ・ 法令に違反した場合の罰則のほか、利用条件に反した場合、全ての行政機関による提供禁止措置が科されること

第2 調査票情報の提供手続

1 事前相談への対応

情報通信経済室は、調査票情報の提供を受けることを検討している者から連絡・相談等があった場合、法第33条の趣旨、利用の制限（守秘義務、利用期間、提供可能な情報）、審査の基準、適正管理義務等について説明を行うとともに、関連制度（法第32条、第33条の2、第34条及び第36条）と混同していない点等についても確認を行う。

また、申出後の要件不備による不承諾又は書類不備等による再提出を回避するため、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り確認を行うとともに、手続等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行う。

なお、相談に当たっては、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じて行うものとし、必要に応じて、情報通信経済室又は窓口業務を受託した統計センターが直接相談に応じる。

2 申出書の受付

(1) 受付期間の設定

受付事務や提供事務の効率的かつ計画的な実施等を図る観点から、受付期間を設定することも可能とする。受付期間を設定する場合、その予定をホームページ等により事前に公表する。

なお、情報流通行政局による受付事務等において使用する言語については、日本語のみとする。

(2) 申出書の提出

調査票情報の提供の申出は、申出者又はその代理人が、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、総務大臣宛の文書（別添様式第1号。以下「申出書」という。）を情報通信経済室に提出することをもって行うものとする。

マイクロデータ利用ポータルサイトを通じて申出を行う場合には、下記(3)の申出書の記載事項を入力して送信することにより申出書別紙（別記様式第1号別紙）の提出に代えるものとする。

(3) 申出書の記載事項

情報通信経済室は、申出書に以下に掲げる事項が明確かつ具体的に記載されていることを確認し、これらに不備がある場合には申出者に修正を求めるものとする。

ア 申出者の属性

申出者の区分に応じた、当該申出者の氏名又は名称、連絡先等の申出書における記載内容は以下のとおり。なお、申出者が規則第8条第1項第4号に規定する者の場合は、公的機関と同様の内容とする。

- ・ 公的機関の場合

当該公的機関の名称、担当部局又は機関の名称、所在地及び連絡先（連絡担当者の所属、職名、氏名、電話番号及び e-mail アドレス）

- ・法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）の場合

当該法人等の名称及び住所、代表者又は管理人の職名、氏名及び連絡先（連絡担当者の所属、職名、氏名、電話番号及び e-mail アドレス）

- ・個人の場合（複数の個人である場合はその代表者）

当該個人の氏名、生年月日、住所、職業、所属、職名及び連絡先（電話番号及び e-mail アドレス）

- ・代理人による申出の場合

当該代理人の氏名、生年月日、住所、職業、所属、職名及び連絡先（電話番号及び e-mail アドレス）

イ 調査票情報を特定するために必要な事項

（ア）統計調査の名称及び年次

情報流通行政局が提供可能とする調査票情報に係る統計調査の名称及び該当する年次を記載する。

また、情報流通行政局が提供可能とする調査票情報に係る統計調査は、原則として結果が公表済みのものとする。

ただし、申出者が公的機関であり、申出者が法令の定める事務又は業務を遂行するために必要がある場合においては、結果が公表されていない統計調査を記載することができる（その場合、情報流通行政局は、下記 3 の（3）に定める審査基準に基づき審査を行う。）。

（イ）利用する調査票情報の名称

統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する調査票情報の項目（利用する可能性があるものや制御変数として利用するものを含む。）が特定できるよう記載する。

なお、調査対象の名称、住所・所在地等は原則として提供しないが、申出者が以下 3（3）ウに定める公的機関等が統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合、又は、異なる統計調査の複数の調査票情報若しくは調査票情報と行政記録情報や民間情報等を結合しなければ作成できない統計の作成若しくは統計的研究を行う場合は、名称等を利用する具体的な理由を明確に記載する。

（ウ）地域

申出に係る調査票情報が該当する地域の名称等を記載する。

なお、同一の申出の中に複数の利用者が存在し、利用者によって、それぞれ使用する調査票情報の地域の範囲が異なる場合には、それが明確になるよう記載する。

（エ）属性的範囲

特定の属性的範囲（例えば、従業者 300 人未満の企業、資本金額 1,000 万円以上の法人等）について利用する場合に記載する。

ウ 調査票情報の利用目的等

調査票情報の利用形態の区分（統計の作成、統計的研究又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成）、を明らかにした上で、調査票情報の利用目的、調査票情報を利用して作成する統計等の内容等について、以下の利用区分に応じて具体的に記載する。

これに加え、申出書に係る申出により利用する調査票情報以外に統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する情報がある場合、当該情報の名称及びその具体的な利用方法についても併せて記載する。

(ア) 法第 33 条第 1 項第 1 号の規定による統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成

①統計の作成等

調査票情報の具体的な利用目的、調査票情報を利用して作成する統計等の内容を具体的に記載するとともに、統計の作成を行う場合の集計様式、統計的研究を行う場合の分析出力の様式等は、原則として全て添付する。

ただし、地方公共団体における統計の作成の場合、集計様式の添付を不要とする。また、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等が明確かつ具体的に記載されている場合は、この限りではない。

調査票情報の利用期間については、原則として利用に必要な最小限の期間を記載する。ただし、地方公共団体における統計の作成の場合、調査票情報の利用期間を原則 1 年間とし、継続的な利用が見込まれる場合、利用期間の延長を行うことがあり得る旨を記載することとして差し支えない。

②統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成

調査票情報の利用目的、調査票情報を利用して作成する調査対象名簿に係る統計調査その他の統計を作成するための調査の概要（調査の目的、調査対象地域、属性等）について記載する。

調査票情報の利用期間については、名簿の作成及び利用に必要な最小限の期間を記載する。

(イ) 法第 33 条第 1 項第 2 号の規定による統計の作成等

①公的機関等からの委託等又は競争的資金による調査研究

i) 調査研究の名称

「〇〇に関する研究」など調査研究の名称を記載する。

ii) 調査研究の必要性

調査研究の必要性や意義、当該調査研究の有用性を説明する内容を記載する。

なお、当該調査研究に公的機関等による競争的資金（科学研究費助成事業（科研費）、厚生労働科学研究費補助金等）が交付・補助されている場合、当該資金の交付決定通知書等の写しを添付する。

iii) 調査研究の内容、調査票情報を利用する手法及び調査票情報を利用して作成する統計等の内容

調査研究の具体的な内容、公的機関等からの委託内容若しくは公的機関等と共同する内容又は競争的資金の交付・補助に係る内容、調査票情報を利用する方法を記載するとともに、統計の作成を行う場合の集計様式、統計的研究を行う場合の分析出力の様式等（論文等において結果的に公表されない可能性があるものを含む。イメージでも可）を、原則として全て添付する。

ただし、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合で、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等が明確かつ具体的に記載されている場合はこの限りではない。

iv) 調査研究の実施期間及び調査票情報の利用期間

調査研究の研究スケジュール（当該調査研究の中で、実際に調査票情報を利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）並びに調査票情報及びドキュメントを返却する時期を記載する。

調査票情報の利用期間については、利用に必要な最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由があれば、利用期間が1年以上となることも差し支えない。

②特別の事由

i) 統計の作成等の有用性

公的機関等以外からの申出に係る統計の作成等が、行政機関又は地方公共団体における政策の企画、立案、実施、評価等として有用であることが分かる内容又は特別な事由があることが分かる内容を記載する。

また、上記内容を証明するものとして、行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等として有用である旨を記載した公文書を添付する。

ii) 調査票情報を利用して作成する統計等の内容

調査票情報を利用して作成する統計等の内容を具体的に記載するとともに、統計の作成を行う場合の集計様式、統計的研究を行う場合の分析出力の様式等は、原則として全て添付する。

ただし、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等が明確かつ具体的に記載されている場合はこの限りではない。

iii) 調査票情報の利用期間

調査票情報の利用期間については、利用に必要な最小限の期間を記載する。

(ウ) 法第33条の2第1項の規定による統計の作成等

① 学術研究目的

i) 学術研究の名称

「〇〇に関する研究」など学術研究の名称を記載する。

ii) 学術研究の必要性

学術研究の必要性や意義、当該学術研究の有用性を説明する内容を記載する。

なお、当該学術研究に規則第 19 条第 1 項の大学等、公益社団法人又は公益財団法人（以下「大学、公益法人等」という。）による研究助成等が交付・補助されている場合（公益社団法人又は公益財団法人の場合、公益目的事業に限る。）、当該研究助成等の交付決定通知書等の写しを添付する。

iii) 学術研究の内容等

学術研究の具体的な内容、調査票情報を利用する方法及び作成予定の統計表の集計様式や分析出力の様式等（論文等において結果的に公表されない可能性があるものを含む。）について記載する。

なお、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合で、情報通信経済室が認めるときは、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記載することとして差し支えない。

さらに、以下に掲げる利用形態に応じて、それぞれ必要な事項を記載する。

- ・ 大学、公益法人等がこれらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究の場合、その委託又は共同に係る内容
- ・ 大学等に所属する教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究の場合、その共同に係る内容
- ・ 実施に要する費用の全部又は一部を大学、公益法人等が公募の方法により補助する調査研究の場合、その補助に係る内容
- ・ 規則第 19 条第 1 項第 1 号イ(4)に規定する、行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認めるものの場合、その内容

iv) 学術研究の実施期間及び調査票情報の利用期間

学術研究の研究スケジュール（当該学術研究の中で、実際に調査票情報を利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）及び調査票の利用を終了する時期（年月日）を記載する。

また、調査票情報の利用期間は、その利用に必要最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が 1 年以上となる場合は、情報通信経済室の判断により、利用期間を 1 年以上として差し支えない。

② 高等教育目的

i) 学校及び学部学科の名称

調査票情報を利用する学校（高等教育機関）及び学部学科の名称を記載する。

ii) 授業科目の名称

「〇〇統計演習（Ⅲ）」など、授業科目の名称を記載する。

iii) 授業科目の目的及び調査票情報を授業科目で利用する必要性

「統計の基本的な回帰分析の理論と実際の応用技術の学習」など、授業科目全般の目的を記載するとともに、当該授業科目において、調査票情報を利用する必要性について具体的に記載する。

iv) 授業科目の内容等

授業科目の内容、調査票情報を利用する方法及び作成予定の統計表の集計様式や分析出力の様式等について記載する。

なお、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合で、情報通信経済室が認めるときは、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記載することとして差し支えない。

v) 授業科目の実施期間及び調査票情報の利用期間

授業科目の実施期間（曜日、時限等を含む。）及び調査票情報の利用期間（期限）を記載する。

また、調査票情報の利用期間は、その利用に必要最小限の期間とし、原則として1年以内とする。

エ 成果、実施結果の公表方法（法第33条第1項第1号の場合を除く。）

・公表する場合

(ア) 法第33条第1項第2号の規定による統計の作成等

公表する旨、発表予定の学会・大会の名称及び活動内容や掲載予定の学術誌、機関誌、専門誌等、調査研究等の成果を公表する方法及び予定の時期を記載する。

また、公表に当たっては、調査対象である個人や法人等が特定されないよう秘匿措置を講ずるとともに、情報流通行政局所管の提供を受けた統計調査の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨記載する。また、必要に応じて調査研究の成果等について資料等を整備し、保存する旨記載する。

(イ) 法第33条の2第1項の規定による統計の作成等

① 学術研究目的

公表する旨、発表予定の学会・大会の名称及び活動内容や掲載予定の学術誌、機関誌、専門誌等、調査研究等の成果を公表する方法及び予定の時期を記載する。

また、公表に当たっては、調査対象である個人や法人等が特定されないよう秘匿措置を講ずるとともに、情報流通行政局所管の提供を受けた統計調査の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨記載する。また、必要に応じて調査研究の成果等について資料等を整備し、保存する旨記載する。

② 高等教育目的

調査票情報を講義等で利用した場合の大学ホームページへの掲載や博士論文等で利用した場合の当該論文の公開など、授業科目において調査票情報を利用した際の実施結果について、その公表方法を記載する。

・公表しない場合

公表しない旨及びその理由を具体的に記載する。

オ 調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

調査票情報の利用場所（利用場所が複数に渡る場合はその全て）を具体的に記載するとともに、申出者の区分に応じた規則第42条第1項に規定する適正管理措置（組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置及びその他の管理措

置)に関する事項を記載(申出書別紙による措置内容の確認を含む。以下同じ。)する。

また、集計作業等を民間事業者等に委託する場合、委託先における調査票情報の利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法も併せて記載する。

カ 調査票情報の利用者の範囲

調査票情報を利用する者全ての者について、その所属、職名、氏名等を記載するとともに、法第33条第1項第2号に該当する申出の場合は、これらの者が規則第11条第2項に掲げる者に該当しない旨を記載する。なお、組織による利用のため、申出時点において個別の利用者を特定できない場合、利用する組織(担当部署、係等)をできるだけ限定的に記載し、利用者が明らかになった時点で速やかに追加する。

また、申出者は、公的機関等からの委託等又は競争的資金による調査研究や大学等に所属する教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究等の場合には、必要に応じて、利用者と当該調査研究との関係を明らかにする文書(競争的資金の交付決定通知書及び交付申請書の写し等)を添付する。なお、上記文書が添付できないときには、研究協力者の氏名、所属等を記載した文書(別添様式第2-1号)を添付することで、これに代替できるものとする。

このほか、調査票情報の利用に係る業務の一部を委託する場合又は調査票情報を利用して公的機関等と共同して研究を行う場合には、当該委託又は共同研究に係る契約書等の写しを添付する。なお、契約締結前である等の事情で委託契約書等の写しが添付できないときには、別添様式第2-2号による文書を添付することで、これに代替できるものとする。

さらに、調査票情報の利用に係る業務を委託する場合にあつては、民間活用ガイドラインに基づき、その委託契約に当たり、秘密保護の観点から、次の事項を契約書等に明記する等適切な措置を講ずることとする。

- ・ 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ・ 秘密保持義務に関する事項
- ・ 適正管理義務に関する事項
- ・ 調査票情報の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ・ 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体等中間生成物の廃棄に関する事項
- ・ 業務の再委託の禁止に関する事項(情報流通行政局が業務の再委託を認める場合は、業務の再委託の取扱いに関する事項)
- ・ 調査票情報の監査業務の実施状況に関する事項(調査票情報の管理を含む。)
- ・ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ・ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

キ 希望する調査票情報の提供方法及び年月日

調査票情報の提供方法は、情報通信経済室における直接の受取、郵送による送付又は調査票情報提供管理者が適当と認める情報システムによる提供のいずれかを記載する。

また、調査票情報の提供希望年月日(リモートアクセスの場合、利用開始希望日)

を記載する。

ク 著作権等の取扱い

調査票情報を利用して作成した統計等について著作権を主張しない旨を記載する。

(3) 本人確認

ア 申出者が個人である場合

情報通信経済室は、規則第8条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、申出者及びその代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「個人番号カード」（住民基本台帳カードを含む。以下同じ。）、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

また、旧氏（その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。）で申出が行われる場合においては、旧氏が併記された本人確認書類の提示を求めるなどの方法により、本人確認を実施する。

なお、本人確認は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、実施するものとするが、申出の方法により以下のとおり実施することとする。

(ア) 電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類（写しも可）を2種類以上求め、本人確認を実施する。この場合、規則に規定された本人確認書類を2種類そろえることができない場合、住民票の写し（申出日前6月以内に作成されたもの）なども認めるものとする。

なお、代理人が電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合も同様とする。

さらに、必要に応じて、連絡担当者、申出者及び調査票情報の利用者が当該法人等に所属することを示すものについても提示又は提出を求める。

また、個人情報保護と情報管理の観点より、本人確認終了後に適切に廃棄する。

(イ) 情報通信経済室に訪問して本人確認を実施する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合、申出書の内容と照合した上で、顔写真と申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認されれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

一方、氏名、生年月日及び住所が記載されているが、顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合又は顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所の全てを確認できない本人確認書類しかない場合、2種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日及び住所の全てを確認する。

イ 申出者が法人等である場合

情報通信経済室は、規則第8条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人等の名称、住所、代表者名等が記載され、官公署が発行した書類等）の提示又は提出を求めることにより本人確認

を実施する。

また、必要に応じて、連絡担当者（情報通信経済室に訪問する者を含む。）が当該法人等に所属することを示すものについても提示又は提出を求める。

なお、本人確認は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、実施するものとする。

ウ 代理人による申出の場合

代理人の本人確認は、申出者と同様に行い、この場合の申出者の本人確認は、電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合に準じるものとする。

また、代理人による申出の場合、代理権を証明する書面（委任状等）の提出を求める。

3 情報通信経済室における審査

(1) 審査体制

審査は、原則として中央電子計算機を活用して行うものとし、情報通信経済室において一元的に実施し、審査に当たっては審査報告書（別添参照）を作成する。

(2) 基本的な考え方

調査票情報の提供に当たっては、法第 33 条第 1 項又は第 33 条の 2 第 1 項の要件に該当するとともに、調査票情報の利用に際して、調査対象等の秘密保護に欠けることがなく、法第 42 条（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）及び第 43 条（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）が確実に遵守されると認められることが必要である。

また、調査票情報の利用については、以下のアからウまでのいずれかに該当することが必要であり（ただし、ウの利用は法第 33 条第 1 項第 1 号に該当する場合のみ可能）、個々の申出については、次の（3）における個別の審査基準等に基づき審査し、承諾の可否を決定する。

ア 統計の作成目的であること

「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することを意味する。

複数の調査票情報を接続するために中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報（法人の名称等）を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の利用についても「統計の作成」目的に含まれる。^(注1)

また、調査票情報の内容を他の配布前の調査票にプレプリントする利用については、プレプリントにより実施した統計調査により、最終的に「統計の作成」となるため、当該利用についても「統計の作成」目的に含まれる。

(注1) 例えば、A調査票情報の「法人名」、「売上高」等とB調査票情報の「法人名」、「〇〇の利用率」等を接続するため、両調査票情報に共通する項目である「法人名」をキーとして双方のデータをマッチングして「売上高」と「〇〇の利用率」に関する統計を作成する場合、「法人名」そのものは個別に識別されず、また集計の対象とはされないものの、「法人名」によって「売上高」と「〇〇の利用率」に関する統計が作成されるため、「統計の作成」に包含されるものである。

イ 統計的研究目的であること

「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。

例えば、集団の傾向等を分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析^(注2)を行って回帰式を推定する研究等が本区分に該当する。

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究等は含まれない。

(注2)「回帰分析 (Regression analysis)」とは、世帯構成とインターネットの利用機器の利用率のように一方の変数が他方の変数の決定要因又は説明要因と考えられるとき、最小2乗法によって回帰式を推計し、両変数の関係を分析することをいう。また、説明要因と考えられる変数が2つ以上あると考えられるとき、同様の方法で3つ以上の変数の関係を分析することを重回帰分析という。なお、説明変数と考えられる変数や回帰式の形を選定したり、取捨選択したりすることも、回帰分析や重回帰分析の一環である。

ウ 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成目的であること

作成する名簿は、書面、電磁的記録等その媒体、形式を問わない。当該名簿は公的機関等が実施する「統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成」のみに用いられることを要する。

「統計調査その他の統計を作成するための調査」には、法第2条第5項に規定する「統計調査」のほか、統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し意識等の報告を求めることにより行う調査(いわゆる意識調査や世論調査等)も含まれる。

また、作成した名簿の内容を配布前の調査票にプレプリントする場合であって、当該プレプリントした事項が統計の作成に利用しない事項のみからなるときは(例えば、企業名と住所の宛名情報だけの場合)、本目的に含まれる。

なお、「統計調査その他の統計を作成するための調査」以外の目的で利用される名簿を作成することは認められない。

(3) 個別の審査基準

ア 利用要件の該当確認

(ア) 法第33条第1項第1号に該当する申出の場合

調査票情報の利用目的が、上記(2)のアからウまでのいずれかに該当することが必要であるとともに、申出書の名義人が公的機関等の長であることが必要である。

また、当該調査票情報を利用して行う統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す書類(別添様式第3号)が添付されていることが必要である(公的機関が申出する場合を除く。)

なお、当該調査票情報を利用して、公的機関等が統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合、当該調査に係る名簿の作成目的であることを外形的に確認するため、当該調査の概要等が添付されていることが必要である。

(イ) 法第33条第1項第2号に該当する申出の場合

申出書の名義人が、法人等が組織として申出を行う場合は当該法人等、研究者等が個人として申出を行う場合は当該個人、複数の個人による申出の場合はその代表であること。なお、申出者は法人等や個人のいずれにも限定されない。

また、調査票情報の利用場所が日本国内であり、その利用目的が上記（２）のＡ又はイのいずれかであることが必要であるとともに、規則第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することを外形的に確認するため、それを証明する、次の①又は②の文書が添付されていることが必要である。

①規則第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号該当の場合

委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

②規則第 11 条第 1 項第 3 号該当の場合

行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用である旨を記載した公文書又は公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有するものとして特別の事由があることについて記載した公文書

(ウ) 法第 33 条の 2 第 1 項に該当する申出の場合

調査票情報の利用場所が日本国内であり、その利用目的が上記(2)のＡ又はイのいずれかであるとともに、当該統計の作成等によって個人又は法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないことが必要であり、規則第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当することを外形的に確認するため、それを証明する、次の①又は②)のそれぞれの場合に応じて該当する文書が添付されていることが必要である。

①規則第 19 条第 1 項第 1 号該当の場合

- ・ 大学、公益法人等が組織又は法人として実施する調査研究（公益社団法人又は公益財団法人の場合、公益目的事業に該当するものに限る。以下同じ。）に係る統計の作成等の場合、当該調査研究において、調査票情報を利用した統計の作成等が必要不可欠であることを示す文書、公益目的事業であることを示す文書及び当該組織若しくは法人又は当該調査研究を行う研究者の研究実績（査読付き論文の実績等。以下同じ。）を示す文書
- ・ 上記調査研究を第三者に委託し、又は第三者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等の場合、上記文書に加え、委託契約書、共同研究契約書等これらの事実を示す文書
- ・ 大学等に所属する教員が行う調査研究又は当該教員がこれらの者以外と共同して行う調査研究に係る統計の作成等の場合、当該組織の長（学長、学部長等）の承認や倫理委員会の審議を経る等組織としての裏付け、当該教員等の学位や研究実績を示す文書
- ・ 大学、公益法人等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等の場合、当該補助の関係を示す文書の写し及び調査研究の概要に関する資料
- ・ 上記のほか、相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等の場合、当該事由を示す文書（例えば、ポストドクター等の研究者や大学院の博士課程の学生が学術研究目的で調査票情報を利用して行う統計の作成等の場合、上記教員に準じた文書等）

②規則第 19 条第 1 項第 2 号該当の場合

高等教育の実施に当たって、調査票情報を利用することが必要不可欠であることを示す文書（高等教育機関の組織として承認されていることが必要）及び当該教育の概要に関する資料（シラバス等）

イ 調査票情報の利用者の範囲

(ア) 法第 33 条第 1 項第 1 号に該当する申出者の場合

調査票情報の利用者は職務に関して必要最小限の範囲であり、調査票情報に係る管理簿（別添様式第 4 号。以下「管理簿」という。）に調査票情報の取扱いに関する権限が記載されていること。

また、調査票情報の集計等の業務が外部に委託される場合は、申出者が規則第 42 条第 1 項に規定する受託者における調査票情報の適正管理措置についての必要な確認を行うこと及び受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと並びに同条第 3 項に規定する調査票情報の適正管理措置が確実に講じられる旨が記載された委託契約書、秘密保護に関する覚書等が添付されていること。

(イ) 法第 33 条第 1 項第 2 号に該当する申出者の場合

調査票情報の利用者は統計の作成等に関して必要最小限の範囲であり、管理簿に調査票情報の取扱いに関する権限が記載されていること。

原則として、学生（大学院生を含む。）は利用者として認められない。ただし、公的機関等からの委託等又は競争的資金を受けて行う調査研究等において当該学生が研究者として明らかにされているような場合はこの限りではない。

このほか、利用者が規則第 11 条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる者（欠格事由）に該当しないこと。

(ウ) 法第 33 条の 2 第 1 項に該当する申出者の場合

規則第 19 条第 1 項の規定に掲げる区分に応じて、次の考え方を参考に、調査票情報の利用者の範囲について判断される。なお、この場合であっても、利用者が規則第 19 条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる者（欠格事由）に該当する場合は認められない。

i) 規則第 19 条第 1 項第 1 号該当の場合

- ・ 大学、公益法人等が行う調査研究に係る統計の作成等の場合、当該機関等を申出者として、調査票情報の利用者は、当該機関等に所属する正規の職員であって、当該統計の作成等に関して必要最小限の範囲の者に限定
- ・ 大学、公益法人等がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等の場合、当該機関等を申出者として、調査票情報の利用者は、当該機関等に所属する正規の職員、共同研究者又は集計等の委託を受けた者であって、当該統計の作成等に関して必要最小限の範囲の者に限定
- ・ 大学等に所属する教員が行う調査研究に係る統計の作成等の場合、当該教員（当該機関に所属する教授、准教授、助教、講師及び助手）を申出者として、調査票情報の利用者は、当該統計の作成等に関して必要最小限の範囲の者に

限定

- ・ 大学等に所属する教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等の場合、当該教員を申出者として、調査票情報の利用者は、当該教員及び共同研究者であって、当該統計の作成等に関して必要最小限の範囲の者に限定
- ・ 大学、公益法人等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等の場合、当該補助を受けた者を申出者として、調査票情報の利用者は、当該統計の作成等に関して必要最小限の範囲の者に限定
- ・ 行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が特別な事由があると認める統計の作成等の場合、当該事由により統計の作成等を行う者を申出者として、調査票情報の利用者は、当該統計の作成等に関して必要最小限の者に限定

ii) 規則第 19 条第 1 項第 2 号該当の場合

組織としての高等教育機関が申出者である場合、調査票情報の利用者は、当該調査票情報を教育の用に供する当該機関に所属する正規の教員及び当該教員の指導の下、当該機関で教育を受ける学生であること。

また、高等教育機関に所属する正規の教員が申出者である場合、当該教員が調査票情報を利用した教育を行うことを当該機関が認めたものであることを前提として、調査票情報の利用者は、当該教員及び当該教員の指導の下、当該機関で教育を受ける学生であること。

ウ 利用する調査票情報の名称及び範囲

利用する調査事項（調査票情報）について、利用目的のほか、集計様式や分析出力様式等に照らし、不要なものが含まれていないこと等を客観的・外形的に判断する。

集計様式が既に公表されている集計結果から作成できないものであることが必要である。ただし、地方公共団体が統計を作成する場合は、利用する調査事項が、利用目的、研究計画等から判断して、明らかに不要と判断される場合を除き、集計様式の提出の省略等柔軟に対応して差し支えないものとする。

なお、調査対象の名称、住所・所在地等は、原則として提供しないが、①公的機関等が統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合、②複数の調査票情報、他の行政記録情報や民間の情報等を結合しなければならない統計の作成又は統計的研究を行う場合であって、集計処理過程でマッチングのために使用し、マッチング処理完了後に名称、所在地等の情報が破棄される場合は提供しても差し支えない。

結果が公表されていない統計調査に係る調査票情報について提供の申出があった場合、若しくは生じるおそれがある緊急の事態若しくは経済事情の急激な変動その他の事情が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるとき又は公的機関が法令の定める事務を処理するに当たって公表期日前に提供することが必要不可欠であると認めるときに限り、調査票情報を提供することができる。

エ 申出を行う調査票情報以外に利用する情報及び利用方法

当該申出により利用する調査票情報以外の情報がある場合は、その情報が記載されていること。

オ 公表の方法

調査票情報の利用者は、調査票情報を利用して行った調査研究の成果等について、原則としてインターネットの利用その他の適切な方法（学会発表、学術雑誌掲載等を含む。）により自らが公表すること。ただし、法第33条第1項第1号に該当する場合に限り、公表しない場合、その理由が妥当なものであること。

また、当該公表に当たっては、個々の調査対象に関する事項が特定又は類推されないよう申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、例えば、「総務省「令和〇年通信利用動向調査」の調査票情報を独自集計したものである。」など提供機関及び特定の調査票情報を利用した旨（出典）を明記すること。

カ 調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

申出者の区分に応じて、次の（ア）から（オ）までに掲げる適正管理措置の категорияに掲げられた要件を全て満たすこと。

また、集計等の業務を委託する場合であって、調査票情報の利用又は保管が委託先で行われる場合についても同様であり、委託契約書等において確認する。

（ア）組織的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）

- ①調査票情報の適正管理に係る基本方針が定められていること（公的機関等を除く。）

調査票情報の適正管理に関する考え方が示され、関係法令や規程等を遵守すること等を内容とした基本方針（写し）の提出を求めることを原則とする。

- ②調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務が明確であること

調査票情報を取り扱う者が明確で、適正管理に関する責任者（以下「管理責任者」という。）が配置されるとともに、当該情報を取り扱う権限及び責務並びに業務について調査票情報に係る管理簿に記載されていること。

- ③調査票情報に係る管理簿が整備されていること

提供を受けた調査票情報の名称、年次、ファイル数、利用期間（返却期限）、保管場所、調査票情報を取り扱う者の範囲、管理責任者等を記載した調査票情報に係る管理簿が整備されていること。

- ④調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善が行われること

組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置及び技術的管理措置の内容を盛り込んだ規程が策定（既存の規程においてこれらの要素が含まれる場合、これを準用することも可能とする。）され、調査票情報を取り扱う者に周知徹底されていること。また、当該規程の実施状況等について、適宜、把握・分析の上で評価し、必要な改善策が講じられること。（当該規程の写しの提出を求めることを原則とする。）

- ⑤調査票情報を取り扱う者以外の者による、調査票情報を取り扱う者による自己点

検の適正性の確認等の監査が行われること

第三者機関、内部の情報セキュリティ担当部署等、調査票情報を取り扱う者以外の者により、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認、調査票情報の管理状況の点検等の監査が行われること。

⑥調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制が整備されていること

調査票情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに組織として状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、調査票情報提供責任者への報告が迅速かつ適切に行い得るよう、当該組織内に必要な体制が整備されていること。

(イ) 人的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）

①申出者が法人等の場合、調査票情報を取り扱う者が規則第 11 条第 2 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる者（欠格事由）に該当しないこと。

②調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練が行われていること

調査票情報の適正な取扱いに関する法令の理解と遵守の徹底が図られるよう当該情報を取り扱う者に対して関係法令や規程等の内容、研究倫理等について、適切な教育及び訓練が行われていること。

なお、研究倫理に関する教育については、例えば、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会等における研究倫理教育に関する教材の活用、研究機関等における研究倫理教育の受講等が想定される。

(ウ) 物理的管理措置

①調査票情報を取り扱う区域が特定されていること及び当該区域への立入りの制限をするための措置が講じられていること

調査票情報の利用場所については、当該情報が持ち出されないよう施錠可能な物理的な場所（日本国内）に限定されるとともに、当該情報の利用時に利用場所に存在する者が制限される又は何らかの確認行為が行われるなど、利用場所への入退室管理が行われていることが必要であり、リモートアクセスの場合も同様の措置を行うこと。

②調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること

調査票情報が限定された電磁的記録媒体に格納され、当該媒体が施錠可能なキャビネット等に保管されること。また、調査票情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等による固定や未使用時に施錠可能なキャビネット等に保管されること。さらに、利用場所から調査票情報が取り外し可能な外部記録装置等に転送されるなどにより不正に持ち出されないこと等の保安対策が講じられていること。

③調査票情報の削除又は当該情報が記録された機器等の廃棄が復元不可能な手段で行われること

調査票情報の利用期間終了までに調査票情報及び集計等によって生成される中間生成物の削除が、専用ツールの使用等により第三者に復元できない手段で実

施されること。

また、調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメント及び中間生成物が記録された機器、電磁的記録媒体等を廃棄する場合も物理的な破壊など当該機器等に記録されている調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメント及び中間生成物を復元することができない手段で行われること。

これらの情報の削除や機器等の廃棄が行われた場合に、その記録（削除又は廃棄日及びその内容）が保存されること。

(エ) 技術的管理措置

- ①調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置が講じられること

調査票情報を利用する情報システムにおいて識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策が措置されるなど、利用者以外の者が調査票情報及び中間生成物を取り扱う電子計算機にアクセスできないよう制御された情報システム環境が構築されること。

- ②調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置が講じられること

調査票情報を利用する情報システムにコンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策等不正アクセス行為を防止するための措置が講じられていること。

- ③調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置が講じられること

外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機を利用する場合（リモートアクセスの場合を除く。）、オフラインでの集計等を行い、作業後は当該電子計算機に調査票情報及び中間生成物は残留させない、ダウンロードやアップロードの監視を行うなど、調査票情報の漏えい等を防止するための措置を講ずること。

また、リモートアクセスの場合には、情報セキュリティ対策の状況が定かではない又は不十分なネットワークを利用しない、通信の暗号化や通信の際のなりすましを防止するための措置など、調査票情報の漏えい等を防止するための措置を講ずること。

(オ) その他の管理措置

- ①調査票情報の取扱いに関する業務が委託されるときは、当該委託を受けた者が講ずべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認が行われること

調査票情報の取扱いに関する業務が委託されるに当たっては、上記２（２）カに掲げるとおり、善良なる管理者の注意義務に関する事項、業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項等が契約書又は覚書等に明記されるなど適切な措置が講じられていること。

- ②上記①の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督が行われること

申出者と受託者との間において、再委託の原則禁止（情報流通行政局が業務の

再委託をすることを認めた場合を除く。)、定期的な報告、立入検査の実施等があらかじめ定められるとともに、これが適切かつ的確に実施する旨記載されていること。

- ③調査票情報の提供を受けた者が当該調査票情報の適正管理に関して相当の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えていること（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）

過去に調査票情報又は匿名データの提供を受け、当該情報を適正に管理しつつ統計の作成等を行った経験を有する者やこれらの情報以外の個別情報を適正に管理しつつ研究分析等を行った経験を有する者など、過去の取扱実績等に鑑み、情報流通行政局において適当と判断される者であること。

なお、利用者の中に過去に調査票情報若しくは匿名データの取扱実績がある者がいる場合又は利用者の中に過去に上記以外の個別情報（個人情報や企業情報などの個票データ）の取扱実績があるなど適正管理の経験若しくは能力がある者がいる場合も含む。

- ④調査票情報に係る管理簿を整備すること（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）

上記（ア）の③と同様。

- ⑤調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査が行われること（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）

第三者機関や調査票情報の提供を受けた者以外の者（例えば、所属する組織の情報セキュリティ担当部署等の者）が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認や調査票情報の管理状況の点検を行うなどの監査が行われること。

- ⑥調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順があらかじめ定められていること（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）

調査票情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候が把握された場合、直ちに状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置が講じられるとともに、情報流通行政局への報告が迅速かつ適切に行われるなど、処理の手順があらかじめ定められていること。

キ 調査票情報の利用期間

公表予定、研究等の実施期間に照らして、適切な期間であることが必要であり、調査票情報を返却する時期（オンサイト利用又はリモートアクセスの場合、利用を終了する時期）が明確になっていることが必要である。

なお、地方公共団体が統計の作成等及び統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合、調査票情報の利用期間を原則1年間とし、継続的な利用が見込まれる場合には1年ごとに更新手続（届出）を行うことを条件に、最長5年間の利用（4回の延長届出）が認められる。

ク 調査票情報の提供方法

情報流通行政局が実際に提供可能な電磁的記録媒体であること。

また、調査票情報を記録した電磁的記録媒体を提供する場合、直接の受取又は郵送による送付（送付先住所を記載する。）のいずれも可能であるが、申出者又は代理人の本人確認を実施した上で、当該本人に確実に提供される方法であることが必要である。

なお、高度な情報セキュリティが確保された情報システムであると調査票情報提供管理者が認める場合には、当該システムを通じたオンラインによる提供も可能とする。

ケ 著作権の取扱い

調査票情報の利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、所有権、意匠権、著作権及び著作人格権を主張しないことが必要である。

4 手数料の積算

(1) 基本的な考え方

法第 33 条の 2 第 1 項に基づく調査票情報の提供に当たっては、法第 38 条に基づき、実費を勘案して政令で定める額の手数料の納付を求める。

また、手数料の額については、政令第 12 条第 1 項において、調査票情報の提供に要する時間単価、調査票情報の提供方法の区分に応じた費用及び送付に要する費用が規定されており、情報通信経済室において、(2) の算定方法を踏まえ、個々の提供申出の内容に応じて適切に見積りを行い、確定した手数料の額及び納付期限を承諾通知書により通知する。

なお、申出者は、通知された手数料の額を確認した上で、当該内容により調査票情報の提供の実施を求める場合、総務大臣が告示で定める様式による依頼書等を提出する。

(2) 算定方法

個別の申出に係る手数料の算定は、申出書等の審査を行った結果、提供可能と判断される場合に行う。

また、手数料の額については、政令第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のアからウまでの費用を全て加えた額とする。

ア 調査票情報の提供に要する時間

調査票情報の提供に必要な事務として、調査票情報の提供を受けようとする者の申出を処理する事務（申出処理事務）、提供しようとする調査票情報を処理する事務（調査票情報処理事務）、調査票情報を用いて作成される統計等を審査する事務（審査事務）に区分される。

このうち、申出処理事務については、手数料の受領や交付手続等に要する時間として分で積算するものとする。また、調査票情報処理事務については、個々の申出内容に応じて見積りを行う。

さらに、審査事務については、調査票情報を利用して作成される統計等が個人又は法人等の秘匿が確保されるものかどうか等を審査するものであるが、あらかじめ 1 件当たりの時間を定めることが難しいことから、個々の申出内容に応じて見積りを行う。具体的には、統計表を作成する場合の総セル数、分析結果の回帰モデル数、プログラ

ム・ログ等の持ち出し回数などを勘案して積算を行う。

イ 調査票情報の提供方法の区分に応じた費用

調査票情報の提供を電磁的記録媒体に複写して行う場合、当該磁気媒体の費用が生ずることとなり、必要な量（枚数）に応じてこれを手数料の額として積算する。

ウ 送付に要する費用

調査票情報を複写した電磁的記録媒体の送付を希望する場合、本人限定受取による郵便サービスを前提として、書留等必要な費用を積算する。

5 審査結果の通知

(1) 審査に要する期間

申出内容や集計様式等の添付された書類の量等により異なるが、申出書を受理してから原則として14日以内に当該申出に対する審査結果の通知を行う。

なお、公文書の発出に当たっては、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、総務省行政文書取扱規則（平成23年総務省訓令第17号）に基づき、公印及び契印を省略するものとする。

(2) 審査後の手続

ア 申出を承諾する場合

申出者に対し、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、承諾通知書（別添様式第5-1号）により承諾する旨を通知する。

また、調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示第203号）で定める依頼書（別添様式第6-1号又は第6-2号）とともに、調査票情報の利用に係る誓約書（別添様式第7号。以下「誓約書」という。）及び調査票情報の提供に係る利用規約（別添様式第8号。以下「利用規約」という。）を送付又はマイクロデータ利用ポータルサイトを通じて連絡する。

イ 申出を承諾しない場合

申出者に対し、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、別添様式第5-2号により承諾しない旨を通知する。

なお、当該通知には承諾しない理由を記載する。

6 依頼書等の提出及び手数料の納付

(1) 依頼書等の提出

申出が承諾された申出者は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、政令第12条（法第33条の2第1項の規定に基づく調査票情報の提供の場合）並びに規則第9条及び第18条に基づき、総務省告示で定める依頼書及び別記様式第10号を参考として情報通信経済室が定める様式の利用規約の内容を利用者全員が遵守する旨を記載した誓約書を提出する。

なお、遵守内容が書類上明確となるよう利用規約及び誓約書は一体として提出する。

(2) 手数料の納付

法第33条の2第1項の規定に基づく申出者は、上記5の（2）のアの承諾通知書によ

り情報通信経済室から通知された手数料の額を、通知された納付方法により納付期限までに情報通信経済室に納付する。

なお、手数料の納付方法等については、次の考え方を踏まえ、情報通信経済室の定めるところによるものとする。

ア 収入印紙による場合

申出者は、通知された手数料の額の収入印紙を依頼書に貼付し、情報通信経済室に提出することにより納付する。

情報通信経済室は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることを確認し、収入印紙に検印を押す。

イ 現金による場合

情報通信経済室は、上記5の(2)のアの承諾通知書による通知に併せて納入告知書等を送付し、申出者は、当該納入告知書等により現金を納付する。

ウ 手数料の返却措置

依頼書の提出及び手数料の納付後、やむを得ない事情により調査票情報の提供が困難となった場合、情報通信経済室において当該事務に着手しておらず、かつ、情報通信経済室及び申出者の間で相互に承諾されたときに、次の方法により手数料を返却する。

① 収入印紙の場合

i) 収入印紙の検印が押されていない場合は、そのまま検印を押さずに依頼書を返却する。

ii) 賠償償還払戻金として償還手続をとる。

② 現金の場合

賠償償還払戻金として償還手続をとる。

第3 調査票情報の提供

1 調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントの提供

申出が承諾された申出者から、依頼書等の提出があった場合、次のとおり調査票情報及びドキュメントを提供する。

(1) 提供手続

依頼書等の受領後14日以内に、申出書に記載された方法により、調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントの提供を行う。

また、リモートアクセスの場合、利用者IDやパスワード等の提供を行う。

加えて、電磁的記録媒体による情報の提供やリモートアクセス利用に必要な情報の提供に当たっては、情報漏えい防止の観点から、暗号化やパスワードの付与等の必要な措置を講ずる。

(2) 調査票情報の複写

申出書の記載内容に基づき、長期保管用の調査票情報から必要な項目を抽出し、パスワードの設定等による他者への漏えい防止を講じた上で、未使用の電磁的記録媒体への収録又は情報システムへの対応を行う。

(3) 調査票情報及びドキュメントの受渡し

調査票情報及びドキュメントの提供方法は、直接の受渡し又は郵送（書留等の追跡可能な方法）を原則とする。

ただし、高度な情報セキュリティ（情報の漏えい防止等）が確保されていると調査票情報提供管理者が認めた情報システムを利用する場合に限り、当該情報システムを通じたオンラインによる調査票情報の提供を行うことができるものとする。

また、申出者から調査票情報及びドキュメントを受領した旨の連絡を受けた後、パスワード等を通知する。

なお、情報システムを通じた調査票情報の提供の場合は、別途パスワード等を通知する。

さらに、調査票情報の提供を受けた者における調査票情報の適正な管理等の観点から、以下の事項を伝達する。

- ・ 法第 42 条第 1 項の適用を受けて調査票情報を適正に管理する義務を負うこと。
 - ・ 法第 43 条の適用を受けて守秘義務及び目的外利用の禁止が課せられること。
 - ・ 法第 57 条第 1 項第 3 号及び第 59 条第 2 項の罰則の適用があること。
- 調査票情報を利用して作成した統計及び行った統計的研究の成果並びに報告書は、調査票情報提供責任者宛てに提出すること。

2 調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表

調査票情報を提供したとき（法第 33 条第 1 項第 1 号による場合を除く。）は、法第 33 条第 2 項（法第 33 条の 2 第 2 項の規定による準用を含む。）、規則第 12 条等の規定に基づき、当該調査票情報の提供後 1 月以内に、依頼書等に記載された次に掲げる事項をマイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載により公表する。

(1) 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

申出者が個人の場合は調査票情報の提供を受けた者全員の氏名を、法人等の場合は当該法人等の名称を公表する。

(2) 提供した調査票情報に係る統計調査の名称

統計調査の名称を公表する。

(3) 調査票情報を提供した年月日

調査票情報を記録した電磁的記録媒体を窓口で直接受渡しを行った場合は当該受渡日、郵送により送付した場合は当該媒体の受取日をそれぞれ公表する。

また、オンサイト利用又はリモートアクセスの場合、利用者 ID やパスワード等の通知を受けた日を公表する。

(4) 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属等

調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、調査票情報の提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項として、当該者の所属及び職名を公表することを原則とする。

ただし、当該事項の公表が困難な場合、職業等のその他の事項（例えば、退官した大学教授の場合、「名誉教授」、「元大学教授」等）を公表する。

(5) 調査票情報の利用目的

調査研究の名称等、提供要件の区分に応じてその内容が明らかとなるよう簡潔に整理した利用目的を公表する。

3 リモートアクセスにおける措置

(1) 利用期間中の安全管理措置

中央電子計算機及び周辺機器等が設置された施設(以下「中央データ管理施設」という。)の管理者は、リモートアクセスの利用状況に関し、問題があると認める場合は速やかに中央データ管理施設の機器へのアクセスを遮断できるものとする。このとき、損害が生じた場合について、申出者は、中央データ管理施設の管理者に対して補償を求めないものとする。

(2) 外部データ等の持込み対応

申出者及び利用者は、外部データや作成したプログラムを中央電子計算機に持ち込む場合、マイクロデータ利用ポータルサイトを通じて持ち込むものとする。

当該データ等がマイクロデータ利用ポータルサイトを通じて持ち込めない場合又は分析ソフトウェアを持ち込む場合には、あらかじめ中央データ管理施設の管理者にその可否について相談する。持込みが可とされた場合、申出者は、当該データ等又は分析ソフトウェアを直接中央データ管理施設の窓口に持参するか、送料を負担の上、中央データ管理施設の管理者に送付する。

なお、中央データ管理施設の管理者は、下記(3)の分析結果等の提供履歴とともに、外部データやプログラムの持込み履歴を保存するものとする。

(3) 分析結果等の持ち出し

申出者及び利用者は、リモートアクセスで行った分析結果等を中央電子計算機のサーバ上の領域から外部に持ち出すことができる。

4 承諾内容に変更が生じる場合の取扱い

(1) 基本原則

調査票情報の提供後に申出書や依頼書等に記載された事項に変更が生じる旨申出者から連絡があった場合は、原則として改めて申出書を求める運用を行う。ただし、承諾を受けた利用目的や利用要件(調査票情報の利用期間を除く。以下同じ。)の範囲内で、利用者や調査票情報の追加、利用期間の延長等が生じる場合、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、申出書の記載事項変更申出書(別添様式第9号。以下「変更申出書」という。)の提出を求める。

なお、申出者の組織名や役職名の変更、公的機関等が申出者である場合における人事異動や体制変更に伴う担当者(当該公的機関等から集計作業等を委託された民間事業者(当初の申出において承諾を得ている場合に限る。)の担当者を含む。)の追加・変更、地方公共団体が統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成をする場合の利用期間の更新(利用の都度の申出を省略することができるとされている場合に限る。)など、形式的又は軽微な変更の場合、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、所属等変更届出書(別添様式第10号。以下「変更届出書」という。)に

よる手続とすることができる。

(2) 提供に当たっての要件を引き続き満たす変更の場合

ア 利用者の変更

利用者の追加、交代又は除外が生じる場合、情報通信経済室は原則として変更申出書に記載された追加等の理由が妥当か否か、上記第2の3に照らして審査を行い、その結果を上記第2の4の取扱いに準じて申出者に通知する(別添様式第11-1号及び11-2号参照)。変更を認める場合は、依頼書及び誓約書(追加又は交代の者のみ)の提出をもって調査票情報の提供を行う。

また、上記通知後、変更が認められる場合、依頼書及び誓約書(追加又は交代の者のみ)の提出をもって調査票情報の提供を行う。

イ 調査票情報の追加

直接の利用目的に変更はないが、提供を受けていない同一年次の調査票情報や同一調査の年次の追加等、新たな調査票情報の提供の申出がある場合、情報通信経済室は、変更申出書に記載された追加が必要な理由、統計表の様式等が妥当か否か、上記第2の3及び以下の基準に照らして審査を行い、その結果を上記第2の4の取扱いに準じて申出者に通知する(別添様式第11-1号及び11-2号参照)。追加を認める場合は、依頼書の提出をもって新たな調査票情報の提供を行う。

- ・ 調査票情報を追加することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や利用要件に変更がないこと。

ウ 利用期間の延長

やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を求められた場合、変更申出書に記載された延長が必要な理由、希望する必要最低限の延長期間等が妥当か否かについて、上記第2の3及び以下の基準に照らして審査を行い、その結果を上記第2の4の取扱いに準じて申出者に通知する(別添様式第11-1号及び11-2号参照)。ただし、地方公共団体における統計の作成の場合であって、あらかじめ利用期間を延長することが一定の手続により認められている場合を除く。

なお、報告書及び調査票情報に係る管理簿の提出時期も併せて延長を認めることができるものとする。

- ・ 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や提供要件に変更がないこと。
- ・ 延長理由から判断して、延長期間が最低限度に限られていること。
- ・ 提供を承諾してから初回の延長申出であること。

エ その他の変更

上記アからウまでに掲げる変更のほか、承諾を受けた利用目的や利用要件の範囲内で変更を希望する場合、当該変更内容に応じて必要な手続・審査を行う。

(3) 提供に当たっての要件を満たさない変更の場合

記載事項に変更が生じ、提供に当たっての要件を満たさない変更となった場合(例えば、科研費の対象から外れた場合等)、情報通信経済室は利用者に対し、速やかに第4の調査

票情報の利用後の措置を講ずるよう求める。

5 監査

調査票情報提供責任者は、別途定めた「調査票情報の提供に関する検証要領」（平成 30 年 2 月 16 日総務省統計局長決定）等に基づき、必要に応じて、利用期間中における申出書に記載された利用環境や利用期間終了後の処置（確実に廃棄が実施されているか）等について、書面又は実地により検証を行うものとする。

また、必要に応じて、調査票情報を利用して作成した統計等の利用実績について、報告を求めるものとする。

第 4 調査票情報の利用後の措置

1 調査票情報の返却等

申出者は、調査票情報の利用期間終了（返却期限）までに、集計等のためにハードディスク等の記録装置に保存又は紙媒体等に出力した調査票情報及び中間生成物を復元できないように消去（リモートアクセスの場合を除く。）又は裁断する。

ただし、調査票情報を再度利用することが予定されている場合であって、再度利用の際の名寄せによるマッチング等の作業を効率化するなど相当の理由がある場合、文書により提供機関等の了承を得た上で、調査票情報を特定するキーコード（提供機関等が割り振った一連番号などであって、調査対象者が報告を行っていない情報）のみをマッチングキーとして保管することとして差し支えない。

また、申出者は、法第 33 条第 3 項及び規則第 14 条の規定に基づき、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を調査票情報の利用後の報告書（別添様式第 12-1 号又は第 12-2 号）及び調査票情報に係る管理簿とともに総務大臣宛ての文書として、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ情報通信経済室に提出する（法第 33 条第 1 項第 1 号の申出についても当該取扱いに準ずるものとする。）。

2 研究成果等の公表

(1) 提出された統計等の公表（法第 33 条第 1 項第 1 号による申出の場合を除く。）

情報通信経済室は、法第 33 条第 4 項並びに規則第 15 条及び第 16 条の規定に基づき、統計等の提出を受けた日から原則として 3 月以内に、調査票情報を提供した際に公表した事項（上記第 3 の 2 参照）に加え、報告書等に記載された以下に掲げる事項をマイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載により公表する。

なお、当該公表に当たっては、利用者における学术论文の発表時期や学術雑誌等への掲載時期等との関係に留意し、利用者の権利利益を害することがないように取り扱う。

ア 提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

上記 1 により提出された統計又は統計的研究の成果を公表することを原則とするが、提出された統計のファイル数が膨大、統計的研究の成果が偏見を助長するおそれがあるなど、提出された統計等をそのまま公表することが適当でない判断される場

合には、その概要を公表する。

イ 統計又は統計的研究の成果に関連する事項

統計の作成等を行うに当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲（統計の作成等に係る地域区分）その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項を公表する。

また、統計の作成の方法又は統計的研究の方法を確認するために、情報通信経済室が特に必要と認める事項を公表する。

ウ 統計又は統計的研究の成果の公表状況

提出された統計又は統計的研究の成果の全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日を公表する。

(2) 申出者における統計又は統計的研究の成果等の公表等

ア 成果の公表

情報通信経済室は申出者に対し、原則として、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を申出書に記載した方法及び公表時期に基づき公表するよう求める。また、当該公表に当たっては、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、情報流通行政局所管の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨明記し、情報流通行政局が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにするよう求める。

なお、申出時点では、学術雑誌への投稿等を予定していたが、調査票情報の利用期間終了時点において、論文審査中であること等の理由により、申出書に記載した公表方法を履行することができない場合、報告書に今後の見通しを記載するとともに、公表方法が明らかになり次第、改めて調査票情報提供管理者に報告するよう求める。

イ 成果が公表できない場合の取扱い

申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等により研究成果を公表することができない場合（法第 33 条第 1 項第 1 号の場合を除く。）、情報通信経済室は、研究等の状況の概要及び公表できない理由を報告書により調査票情報提供管理者に報告するよう求める。

3 調査票情報の不適切利用への対応

(1) 基本的な考え方

調査票情報の提供を受けた者は、法第 42 条第 1 項並びに第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、適正管理義務、守秘義務及び目的外利用の禁止が課されており、法第 43 条第 1 項又は第 2 項に違反した場合、法第 57 条第 1 項第 3 号又は第 59 条第 2 項の規定に基づき、それぞれ罰則が適用される。

また、申出者が調査票情報の提供条件（利用規約）に反する行為を行った場合若しくは反する行為が疑われる場合又は制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為があった場合、情報通信経済室は、事実関係を確認の上、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、必要に応じ違反行為等の内容に応じて提供の取消しや一定期間の利用停止

等の措置を講ずるものとする。

(2) 総務省政策統括官（統計基準担当）との連携

情報通信経済室は、申出者が法令違反又はその他の契約違反を行ったと判断した場合、一定期間の利用停止等の措置を講ずることを決定した場合、その他必要と判断した場合には、その旨を総務省政策統括官（統計基準担当）に連絡する。

(3) 不適切利用の類型及び取扱い

情報通信経済室は、次のような法令又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある利用者の行為に対して速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、法に基づく罰則の適用を検討することに加え、当該行為の内容に応じて再発防止策や一定期間の利用停止等の必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 承諾された利用環境以外の下で調査票情報の利用（1か月以上9か月以内の提供禁止）
- ・ 調査票情報の紛失（1か月以上9か月以内の提供禁止）
- ・ 調査票情報の内容の漏えい（1か月以上12か月以内の提供禁止）
- ・ 承諾された利用目的以外の利用（1か月以上12か月以内の提供禁止）
- ・ 調査票情報の返却等の期限の超過（返却等が行われるまで他の調査票情報の提供禁止及び返却日以降、返却等の遅延期間に相当する期間の提供禁止）
- ・ 作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は調査票情報に係る管理簿を正当な理由なく提出しないこと（上記調査票情報の返却等の期限の超過と同様）
- ・ 作成した統計又は行った統計的研究の成果が正当な理由なく公表しないこと（上記調査票情報の返却等の期限の超過と同様）
- ・ 上記に掲げるもののほか、法令又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為を行うこと（上記を参考に当該行為の内容に応じた一定期間の提供禁止）

(4) 他の調査票情報の二次的利用との連携

情報通信経済室は、法第33条第1項又は法第33条の2に基づく調査票情報の提供のほか、法第34条第1項に基づく委託による統計の作成等及び法第36条第1項に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により一定期間の利用停止等の措置が講じられている場合、同様の期間、当該措置が講じられている者に対して調査票情報の提供を行わないものとする。

(5) 公益通報者保護法との関係

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、同法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

総務省では、公益通報者保護法、関連するガイドライン等に基づき、総務省への外部の労働者等からの通報等への対応等に関する訓令（平成18年総務省訓令第15号）を定めており、情報通信経済室は当該訓令に則って適切な措置を講ずる。

4 総務省政策統括官（統計基準担当）及び統計委員会に対する報告

情報通信経済室は、法第 55 条に基づく総務大臣からの求めに応じ、毎年度、調査票情報の提供状況を取りまとめ、総務省政策統括官（統計基準担当）に報告する。

第5 その他（オンサイト利用）

オンサイト利用に係る法第 33 条及び第 33 条の 2 の規定に基づく情報流通行政局所管統計調査の調査票情報の提供に関する事務処理は、別途定める契約条項により統計センターに全部委託する。

附 則（令和元年 12 月 11 日）

- 1 本要綱は決定の日から施行する。
- 2 「調査票情報の提供に関する事務処理要綱」（平成 21 年 10 月 21 日付け総国済第 90 号。以下「前要綱」という。）は廃止する。本要綱の施行日前に申出書の提出があった前要綱の規定による調査票情報の提供に関する手続については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 7 月 5 日）

- 1 本要綱は決定の日から施行する。
- 2 本要綱の施行日前に申出書の提出があった前要綱の規定による調査票情報の提供に関する手続については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 2 月 26 日）

- 1 本要綱は決定の日から施行する。
- 2 本要綱の施行日前に申出書の提出があった前要綱の規定による調査票情報の提供に関する手続については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 月 日）

- 1 本要綱は決定の日から施行する。
- 2 本要綱の施行日前に申出書の提出があった前要綱の規定による調査票情報の提供に関する手続については、なお従前の例による。